資料

令和３年度第１回　静岡県環境審議会　座席表

＜県庁別館９階　特別第１会議室＞

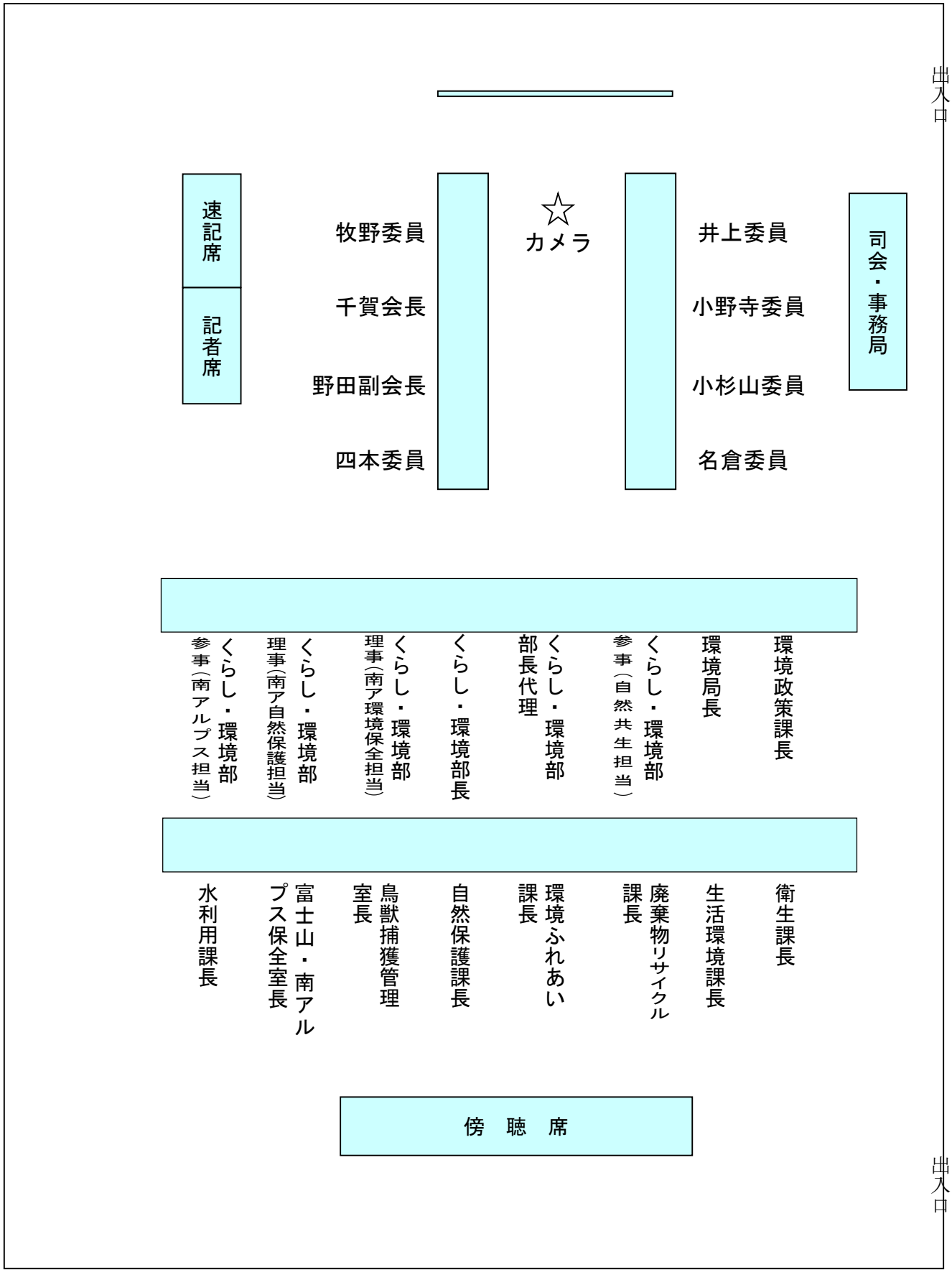

静岡県環境審議会　委員一覧

（令和２年８月１日～令和４年７月 31 日）

職業、役職等		所属部会							備考
		企画	水質	公園	鳥獣	温泉	希少	廃リ	
浅見　佳世	常葉大学社会環境学部准教授		○	○			○		web
荒巻　太枝子	静岡県シェアリングネイチャー協会理事長	○							~~web~~ 欠席
井上　隆夫	一般社団法人静岡県環境資源協会事務局長	○							県庁
小野寺　郷子	一般社団法人会議ファシリテーター普及協会　副代表理	○							県庁
亀井　暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	○		○					web
木村　浩之	静岡大学学術院理学領域教授			○		○			web
小杉　充伸	静岡県環境保全協会副会長		○					○	web
小杉山　晃一	常葉大学社会環境学部准教授			○	○		○		県庁
小南　陽亮	静岡大学学術院教育学領域教授			○	○				web
近藤　多美子	(株)環境アセスメントセンター　調査計画部長補佐			○	○		○		web
杉山　和陽	静岡県農業協同組合中央会農政営農部長				○				web
千賀　康弘	東海大学名誉教授	○	○					○	県庁
谷　幸則	静岡県立大学食品栄養科学部教授		○						web
名倉　光子	特定非営利活動法人とうもんの会理事長				○				県庁
野田　三千代	海藻おしば協会会長		○						県庁
藤井　節子	静岡県消費者団体連盟理事	○						○	web
藤川　格司	常葉大学名誉教授	○							web
牧野　正和	静岡県立大学食品栄養科学部教授	○						○	県庁
望月　鉄彦	静岡県森林組合連合会代表理事常務	○			○				欠席
四本　康久	静岡県議会議員危機管理くらし環境委員長			○		○			県庁

（＊氏名……敬称略、五十音順）

静岡県環境審議会　特別委員一覧

氏　　名	職業、役職等	所　属　部　会						
		企画	水質	公園	鳥獣	温泉	希少	廃リ
石原　敬史	林野庁静岡森林管理署長			○	○			
稲葉　大輔	舘山寺温泉旅館組合長					○		
岩堀　恵祐	宮城大学　名誉教授							○
大橋　良輔	経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長			○				
勝又　立雄	日本野鳥の会東富士支部事務局				○			
金澤　俊二郎	一般社団法人静岡県猟友会会長				○			
小泉　透	森林総合研究所多摩森林科学園研究専門員				○			
五明　玲子	ウィル＆ウィール 17Lab　代表							○
定居　康夫	稲取温泉組合組合長					○		
佐藤　元昭	静岡県温泉協会熱海支部支部長					○		
澤井　謙二	一般社団法人フォレメンテあかまつ次長兼企画管理課長				○		○	
杉山　靖	伊豆温泉組合理事					○		
鈴木　基文	静岡県温泉協会修善寺支部天城分会長					○		
清　邦彦	日本鱗翅学会会員						○	
曽根　博倫	㈱静鉄ストア　取締役総務部長							○
髙瀬　進	静岡県漁業協同組合連合会指導部長兼漁業振興課長		○					
高田　勝	富士市環境部　廃棄物対策課長							○
林　正道	国土交通省中部地方整備局企画部長		○	○	○			
平井　一之	（一社）静岡県環境資源協会専務理事							○
益子　保	公益財団法人中央温泉研究所所長					○		
松浦　敏明	（公社）静岡県産業廃棄物協会　専務理事							○
宮崎　一夫	遠州自然研究会事務局担当理事			○			○	
望月　孝之	寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事					○		
山田　和芳	早稲田大学人間科学学術院人間環境科学科　教授							○
山本　諒	一般社団法人伊東温泉組合代表理事					○		

（＊氏名……敬称略）　　（現在廃棄物リサイクル部会特別委員の委嘱手続中）

令和３年度第１回静岡県環境審議会　県側出席者一覧

所　　属　・　職　　名			氏　　名
くらし・環境部	くらし・環境部長		市川　敏之
	くらし・環境部部長代理		高畑　英治
	くらし・環境部理事 （南アルプス環境保全担当）		織部　康宏
	くらし・環境部理事 （南アルプス自然保護担当）		田島　章次
	くらし・環境部参事（南アルプス担当）		渡邉　光喜
	くらし・環境部参事（自然共生担当）		藤田　祐司
	環境局	環境局長	池ヶ谷　弘巳
		環境政策課長	清　真人
		環境ふれあい課長	片田　哲利
		自然保護課長	髙松　敏夫
		鳥獣捕獲管理室長	深野　智恵子
		富士山・南アルプス保全室長	上家　信
		廃棄物リサイクル課長	村松　俊明
		生活環境課長	杉本　昌一
		水利用課長	市川　浩司
健康福祉部	生活衛生局	衛生課長	漆畑　健

○　静岡県環境審議会条例

平成6年7月22日
条例第23号

静岡県環境審議会条例をここに公布する。

静岡県環境審議会条例

(趣旨)

第1条　この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第3項の規定に基づき、静岡県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(組織)

第2条　審議会は、委員30人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1)　県議会の議員

(2)　学識経験のある者

(3)　関係行政機関の職員

3　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4　特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条　審議会に会長及び副会長2人を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3　会長は、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序によりその職務を代理する。

(部会)

第5条　審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4　部会長は、部会の事務を掌理する。

5　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(会議)

第6条　審議会は会長が、部会は部会長が招集する。

2　審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条　会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審議会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第8条　審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2　幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3　幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第9条　審議会の庶務は、くらし・環境部において処理する。

(一部改正〔平成7年条例1号・9年1号・14年2号・19年1号・22年4号〕)

(委任)

第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(静岡県公害防止条例の一部改正)

2　静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成7年3月20日条例第1号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附　則(平成9年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成13年3月28日条例第1号)

(施行期日)

1　この条例は、平成13年9月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行後最初に選任される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。

(静岡県立自然公園条例の一部改正)

3　静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(静岡県自然環境保全条例の一部改正)

4　静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成14年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月20日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成22年4月1日から施行する。